

1. 資産等報告書の提出状況

- (1) 改正築上町政治倫理条例（平成 18 年築上町条例第 7 号、令和 4 年 3 月 18 日条例第 12 号による一部改正、以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、資産等報告書（以下「報告書」という。）の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）の 3 人及び町議会議員（以下「議員」という。）14 人の計 17 人は、1 月 1 日現在の内容を記載した報告書を町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出し、さらに議長は町長に提出しました。

築上町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、6 月 15 日付で、町長からこれら報告書の提出を受け、内容についての審査を求められました。

- (2) 審査会が審査した報告書の内訳は、次のとおりです。

区 分	対象者数	報告者数
提出義務者に関するもの	17人	17人
提出義務者の配偶者に関するもの	13人	13人
提出義務者の扶養親族に関するもの	4人	4人
合 計	34人	34人

2. 審査の経過

7 月 20 日から 8 月 29 日までの間、合計 4 回にわたって審査を実施しました。

その審査の概要については、次のとおりです。

開 催 日	内 容
第1回 4月26日（火）	委嘱状交付・委員長選任
第2回 7月20日（水）	審査方法の基本方針について
第3回 8月 3日（水）	提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第4回 8月17日（水）	提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第5回 8月29日（月）	照会項目に対する回答についての審査 意見書作成について検討

3. 提出義務者に対する審査・照会事項及びその回答状況

(1) 審査用一覧表の作成

提出期限内に提出された報告書について、各項目における前年との違いを明確にするため、また審査の簡素化・効率化を図るために、前年と同様に報告書記載内容の一覧表を作成したうえで、まず、本年の報告書の内容を審査し更に一覧表等から前年との比較状況を把握して、必要に応じ報告書で詳細な部分を審査するという形で審査を実施しました。

(2) 照会状況

審査を効率よく行うため、審査前に、審査会事務局において報告書の記載もれや記載誤りと思われる箇所の修正・確認依頼及び不足の添付資料の提出依頼をおこないました。

その後、審査会による審査において、報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等について照会をおこないました。

照会の主な内容は、預貯金増加の理由や減少の使途について、また、動産（自動車等）の所有の有無についてなどです。

(3) 照会者数

照 会 日	対 象 者	回 答 者
8 月 3 日・8 月 17 日	23 人	23 人

照会者数には他部局への照会 4 件は含んでいません。再照会はありませんでした。

(4) 回答状況

回答状況 照会を行った 23 人の内 23 人より期限内に回答がありました。

4. 審査方法

条例に基づく審査方法によって、提出義務者から提出された報告書を確認し、その内容の整合性について公正な審査に努めました。その手順は以下の通りです。

(1) 形式的審査（報告書内容の確認）

まずは、資産等報告書の項目と報告書と一緒に提出する各証明書類とが、内容的に整合しているかどうかについて確認しました。不明確と思われる箇所あるいは書類の不備が認められたものについては、審査前に提出義務者に対し、訂正依頼および必要資料の提出を依頼しました。特に審査の中では、報告書の内容が不明確であったり、証明書類と合わなかったりした場合、提出義務者に対して、照会をおこないました。そして、照会に対する回答を見て、内容をさらに審査しました。

(2) 実質的審査（資産の変動の把握）

形式的審査と同時に、報告書提出義務者の資産にどのような動きがあるかを審査しました。審査では、過去3カ年の資産報告を基礎資料とし、昨年度から資産にどれくらいの動きがあったか、大きな変化があった資産について問題がないかを審査しました。特に、不動産や預貯金などの資産に大きな増減があったときについて、その理由（出所あるいは使途）を報告書提出義務者に照会し、回答を求めました。

5. 審査結果

審査会では、令和4年4月1日施行の条例に基づき、同居の親族を除外した報告書提出義務者の不動産、条例第5条1号エに列挙された価額50万円以上の動産、預貯金、有価証券等の保有状況、収入等の状況、税・社会保険の納付状況を詳細にチェックしています。今年度も、提出義務者による資産等報告書の提出、当審査会からの照会への対応は概ね円滑に行われ、審査は予定通り終了となりました。大きな問題点は見当たりませんでした。令和4年3月18日日付の築上町政治倫理条例の改正により、同居の親族が除外となり、審査対象者は昨年度より4名減少しました。

審査会が行うのは、提出のあった報告書、証明書類、照会に対する回答の記載内容、財産収支状況の整合性についての審査ですから、記載内容に誤りや不明確な部分があったり、不記載があったり、あるいは、証明書類に不備があったりすると、整合性があるとの判断がつかないことになります。また、審査の過程で、記載内容の不統一、証明内容の基準日との不整合もいくつか見受けられましたので、改めて、基準日の遵守、記載の仕方の統一について徹底する必要があると考えております。「資産等報告書記載要領」に明記して必要な指示を行いますので、次年度の報告書等提出の際には、この「資産等報告書記載要領」を十分参照し、記載内容や提出書類に不備がないかどうかの確認を特に強く求めます。また、これまで通り、保有する現金の自己申告による報告を強く求めています。

6. 今回の条例改正について

ところで、今回の審査は、令和4年3月18日条例第12号によって一部改正された条例によって行われました。条例改正の契機となったのは、令和3年12月15日付けで発出した「令和4年度資産等報告書における現金の記載について（依頼）」において、報告義務者が50万円以上の現金を保有又は所持する場合に自己申告への協力を依頼したことです。

保有する現金の自己申告による報告は、政治倫理審査会が、これまで3年間にわたって求め続けてきたことでした。政治倫理審査会の前会長は、令和元年「資産報告書」意見書において次のように記載しておられます。「平成30年12月、京築広域圏消防本部への採用をめぐる、当時の議員1名（平成31年1月死去、以下「元町議」という。）が、あっせん収賄の罪で起訴されました。採用への便宜をはかった見返りに、知人から多額の現金を受け取っていたことが明らかになっています（死去により元町議に対する公訴は棄却）。また、この元町議は、平成31年3月、築上町のし尿処理施設をめぐる官製談合事件においても入札業者から多額の現金を受け取り、入札を妨害した疑いで書類送検されました（死去により元町議は不起訴）。こうした不正な金銭のやりとりを把握できず、事件を感知できなかったことを審査会としても極めて深刻に受け止めています。町長等や議員の不正の防止、公正かつ民主的な町政の実現を目的とする審査会の存在意義が問われる重大な事態と言わざるをえません。前述のように、審査会では提出された資料をもとに、報告書提出義務者の不動産、動産、預貯金の保有状況などをチェックしておりますが、意図的に隠された預貯金口座や証明書類のな

い現金（報告書提出義務者が自身や自宅で保有している金銭）は、残念ながら審査できておりません。特に、直接保有する現金額の把握は困難です。現金は、広い意味では動産にあたります（民法第86条第2項）が、極めて流動性が高く、自動車などとは性質が異なること、またその保有を証明する書類がない等のことから、慣例的に、審査会の審査対象外としてきた経緯があります。今回の事件の重大性に鑑みて、審査会としては、今後、保有現金についても自己申告による報告を求めていくべきであると考えます。」と。

令和2年度以降の政治倫理審査会も、「福岡県、佐賀県全自治体 政治倫理条例 ランキング」（2011年10月1日時点）において第1位と評価される優れた政治倫理条例を有しているにもかかわらず、この築上町においてあっせん収賄事件や官製談合事件が相次いで発生してしまったことを重く受け止めて、このような不正な金銭のやり取りが築上町で二度と行われないうために、政治倫理審査会としてできることとしては、保有現金の自己申告を求めることであり、これが有用であると考えて、繰り返し自己申告による報告を求めてきたのです。

令和3年12月20日に築上町議会議長より政治倫理審査会事務局に対して依頼文書について各議員から意見があったとの報告がありました。これを受けて、政治倫理審査会会長は、議会議長に対して、12月28日及び翌1月7日両日の予定で面談申入れを行いました。

令和3年12月28日に実施された面談において議会議長は依頼文書の取下げを求めてきました。取り下げを求めた主な理由は、任意の申告を求めると申告する人とそうでない人との間で不公平が生じる。現金を調査するなら条例に明文化するべきである。条例は最低限維持するだけでよい。審査自体は否定はしないが、議員の中には審査自体に疑義を持っている人もいます。資産等の報告は負担が大きい。家族すべての分を提出するのはいかながなものか、個人情報侵害ではないかという意見もあるというものでした。政治倫理審査会会長は取下げの要求に応じませんでした。

以後の面談予定については、翌年令和4年1月7日の議会運営委員会後に、議会運営委員に政治倫理事務局が依頼内容について説明を行うこととし、1月11日の臨時議会後に全員協議会を開催して議員全員の意見を聞くことにして、両日の議論の結果を取り纏めて政治倫理審査会会長に報告した上で、次の面談の段取りを考えるということとなったため、1月7日の面談は未実施となりました。しかしながら、以降、令和4年3月14日に政治倫理審査会事務局より連絡があるまで、状況の報告も、面談実施についての打診もありませんでした。

3月14日の政治倫理審査会事務局からの報告内容は、3月に議会全員協議会が2回開催され、政治倫理審査制度全般に関する話し合いが行われたこと、政治倫理審査会事務局が議長から途中経過の報告を受けたこと、政治倫理条例の改正案が議会最終日に議員提案により発議される予定であるということでした。また、1月7日に予定されていたはずの議会運営委員に対する政治倫理審査会事務局からの依頼内容の説明については、議会側から説明不要であるから実施の必要はないとの連絡があり、行なわれなかったということでした。これを受けて、3月30日に政治倫理審査会を招集することとしました。

3月17日に「築上町政治倫理条例の一部を改正する条例」は、築上町議会において、出席議員13名のうち9名の賛成で可決成立しました。改正内容は、第4条第2項記載の「又は同居の親族」という文言を削除する、第5条第1項1号（エ）記載の「動産」について、「自動車、農機具、船舶、航空機、美術工芸品および貴金属」と限定列举する、第16条第1項記載の「（姻族を除く。）」を親族の後に移動させるというものでした。

3月30日に政治倫理審査会を開催して今後の対応を検討し、議会議長に面談を申し入れることにしました。

4月6日に議会議長と面談し、議会議長から以下のような経過の説明を受けました。議員全委員協議会において方向性は決定していたが、一部議員から反対の声があって、議会が終わるまで報告ができなかった。現金については、条例制定当時に現金を入れないという前提で作られていたはずなのに、今になって報告を求めるというのは如何なものかという意見があった。現金の報告を解釈に委ねたままにすると、以後も疑義が懸案として残るため、県議会、福岡市議会、北九州市議会等の例を参考に整理した。「動産」は、具体的に報告するものだけを限定列举した。支障がある場合は、将来的に見直すかもしれない。提出義務者の範囲の変更は、提出義務者の範囲が広すぎて、個人情報やプライバシーの点から行き過ぎではないかと考えた。県議会、北九州市議会、福岡市議会も参照したうえで、「同居の親族」除くことにした、とのことでした。

政治倫理審査会は、今回の条例改正にあたり、その内容の検討について諮問を受けることも、意見を求められることもありませんでした。

政治倫理審査会では、次年度以降も、引き続き保有現金の自己申告による報告を強く求めていきたいと思っています。平成30年12月から翌31年3月にかけて相次いで発覚した、あっせん収賄事件や官製談合事件のような不正な金銭のやり取りは、二度とこの築上町であってはなりません。権限や地位を利用した不正な行為を抑制して政治倫理を確立することは、この審査会の目標とするところですし、政治倫理を確立して、開かれた、そして、公正かつ民主的な町政を健全に発達させていくことは、この審査会のみならず、町長等及び議員はじめ、全ての町民の目指すところであり、願いでもあります。保有現金の自己申告はこの目的達成のために有用です。また、現金の申告があれば、それによる財産の収支の報告書等による整合性の説明も一層容易となるはずです。保有現金の自己申告による報告をお願いします。

7. 築上町政治倫理審査会委員名簿

職	氏 名	職 業
会 長	小野 憲昭	専門委員（大学特任教授）
副会長	高橋 厚至郎	専門委員（弁 護 士）
委 員	奥村 勝美	専門委員（公認会計士）
委 員	大森 和己	専門委員（税 理 士）
委 員	吉留 正敏	町 民